

議案第63号

福岡市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の額を改める必要があるによる。

福岡市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

福岡市集落排水処理施設条例（昭和60年福岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第15条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 汚水の排出期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にまたがる排水処理施設の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の調定（汚水排出量に基づき使用料を決定することをいう。以下同じ。）が行われるものに係る使用料（施行日以後初めて調定が行われる日が同年11月1日以後である排水処理施設の使用にあつては、当該調定が行われたもののうち、施行日以後初めて調定が行われる使用料を前回調定日（その直前の調定が行われた日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して施行日以後初めて調定が行われる日までの期間の月数で除し、これに前回調定日の翌日から起算して同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）の算定については、この条例による改正後の福岡市集落排水処理施設条例第15条第2項の規定中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。